

絶対防ごう！ 熱中症

熱中症対策が 義務化されました。

揭示用

令和7年6月1日に改正労働安全規則が施行され、熱中症対策が事業者に義務化されました。熱中症に関する正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例(フロー)

対象となる作業

- WBGT(暑さ指数)28度以上または、気温31度以上の環境下
- 連続1時間以上または、1日4時間を超えて実施が見込まれる作業



◀WBGT値はWBGT指数計
又は環境省HPで確認

- ① 自覚症状がある場合
- ② 熱中症のおそれのある者を発見した場合

作業離脱→身体冷却

意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

異常等なし

異常等あり

自力での
水分摂取

できない

できる

経過観察
一人にしない

回復

回復しない、
症状悪化

救急隊
要請 119

医療機関への搬送

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、
安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡

→フローは「意識の異常等」に戻る。

回復後の体調急変

熱中症が疑われる症状例

- 【自覚症状】 めまい 筋肉痛 筋肉の硬直(こむら返り) 頭痛 不快感
吐き気 倦怠感 高体温 等
- 【他覚症状】 ふらつき 生あくび 失神 大量の発汗 痙攣 等

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合

安易な判断は避け、**救急安心センター事業(#7119)**等
を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐ
こと。

- 医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
- 単独作業がある場合、あらかじめスマートフォンの「緊急電話」
の連絡先に、安全衛生推進者、衛生管理者等を指定することにより、
常に連絡できる状態を維持する。

安全担当者の緊急連絡先

担当者

TEL

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。